

大山隠岐国立公園鏡ヶ成保全再生活用協議会設置要綱

(設置目的)

第1条

大山隠岐国立公園鏡ヶ成集団施設地区において、産官学の多様な主体の連携により、当該地域の湿原、草原及び森林からなる優れた自然環境の保全、再生並びにその資質を活かした教育及び観光への活用に資する活動に関する協議を実施するため、大山隠岐国立公園鏡ヶ成保全再生活用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条

協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- ・鏡ヶ成集団施設地区における湿原、草原及び森林の保全、再生及び活用
- ・「大山隠岐国立公園鏡ヶ成地区における自然環境の保全、再生及び活用に関する協定書」に基づく活動
- ・その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第3条

協議会の会員（以下「会員」という。）は、環境省中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所長が指定する産官学の関係機関（別紙参照）をもって構成するものとする。

(会長及び副会長の選任)

第4条

協議会を代表し、協議事項をとりまとめるため、協議会に会長を置くことができるものとする。また、会長の職務を代行する必要がある場合に備え、協議会に副会長を置くことができる。会長及び副会長は構成員の互選により選任する。会長及び副会長の任期は2年とし、構成員の同意があった場合には延長を妨げない。

(会議開催頻度)

第5条

協議会はその目的に必要な範囲内において年に1回程度開催するものとする。

(事務局)

第6条

本協議会の事務局は環境省中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所に置く。

(その他)

第7条

本要綱に定めのない事項は会長が決定する。

附則

本要綱は平成31年3月19日から施行する。

<別紙>本協議会の構成機関（平成31年3月19日）

- 環境省（中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所）
- 鳥取県（西部総合事務所日野振興センター日野振興局）
- 江府町
- 鳥取大学
- 一般財団法人 休暇村協会（休暇村奥大山）
- 一般財団法人 自然公園財団（鳥取県支部）
- サントリーホールディングス株式会社
- サントリープロダクツ株式会社
- 鳥取県大山自然歴史館